

第4章 良好な景観形成に向けた取組

前章までの内容を踏まえ、市民・事業者・行政が本計画の理念を共有し、それぞれの責務を果たし、良好な景観の形成に向けた取組を進めるため、景観の保全・創出に係る手法として、「景観形成に対する意識醸成」、「市民・事業者・市の協働による景観づくり」、「規制・誘導による景観形成」、「宇都宮市らしい景観づくりの推進」の4つの柱で整理します。

1 景観形成に対する意識醸成

景観とは人々の環境への様々な働きかけの積み重ねとして生み出されるもので、市民の生活や環境に対する意識、文化的成熟度が都市景観の質を大きく左右します。そこで、良好な景観形成に向けた取組を広げていくためには、市民一人ひとりの景観に対する関心を高め、理解を得ることが大切であることから、様々な機会を捉えた意識醸成の取組を進めます。

(1) 意識啓発の実施

良好な景観形成の実現は、景観の大切さを認識し、郷土愛に根ざした景観づくりへの強い意思を市民、事業者、行政が持って初めて可能になります。また、建築物の建築や屋外広告物の掲出等、事業者の活動が景観形成の重要な役割を担うものになります。

そのため、自分たちの住むまちの環境や景観に関する具体的な取組などについて広く周知することにより、事業者や市民に対するさらなる景観意識の高揚を図っていきます。

《主な取組》

- 「うつのみや百景」などの本市らしい景観資源を活用した事業の推進
- シンポジウム、出前講座等の実施拡充
- 広報紙やホームページ、SNS等、各種広報媒体の活用による効果的な情報発信の推進

(2) 次世代教育の実施

良好な景観形成のためには、活動の継続的な積み重ねや、長期的な取組が必要です。

そのため、将来の景観形成を担う次世代の子どもたちに、景観に対する意識をもってもらうことが重要であることから、本市の景観について学び、考え、景観に対する関心を高める機会として、小学生向け景観出前講座の中・高校生向けへの拡充や、授業のなかで景観づくりの大切さを学ぶ景観学習を実施します。

《主な取組》

- 若年層を対象にした景観学習の実施など、景観教育の拡充
- 地域の景観形成を担うリーダー等の育成

(3) 市民参加型の啓発イベントの開催

幅広い世代に対する、具体的な景観づくりに向けた市民意識の醸成を促し、まちへの愛着や景観に対する意識向上を図るため、多くの市民が参加できる景観シンポジウムなどの啓発イベントを開催します。また、民間団体（景観整備機構など）の主催イベントに協力・支援を実施し、さらなる意識高揚を図ります。

《主な取組》

- 景観パネル展の実施拡充
- 景観シンポジウムの実施拡充

2 市民、事業者、市の協働による景観づくり

魅力ある景観形成は個々が主体的に活動するだけで創出することができるものではなく、市民や事業者、市が連携・協働する仕組みづくりが重要です。

(1) 市民参加による景観づくりの促進

良好な景観形成を進めるためには、市民の生活や企業活動など、普段からの景観形成に対する参加意識が不可欠であり、景観のルールづくりの必要性を主体的に考える機会が必要です。また、公共的な事業など、身の回りのことだけでなく、広範囲の地域に関わる各種の事業に市民が加わっていくことも必要です。

こうしたことから、ワークショップ等による景観形成に関するルールづくりを行うなど、市民が実際に景観まちづくりに携わるなど、地域の良い景観の保全・創出を図るため、問題意識を共有し、景観づくりのアイデア等を出し合う機会を増やしていきます。

《主な取組》

- 景観形成重点地区等の指定に向けた、景観形成のルールづくり行うワークショップ等の開催
- 多様な主体の参加により幅広い内容について協議する機会の創出

(2) 市民主体・市民協働による景観づくりの促進

良好な景観は、そこで生活する人たちにとって、まちへの愛着や誇り、心の豊かさに繋がるものであり、地域のまちづくりと一体的に取り組むことによって、まちの魅力や価値が高まることから、まちづくりや景観づくりの目標を共有し、景観形成を推進していく必要があります。

そのためには、市民の発意による景観づくりの取組を大切に、地域の良好な景観形成に向けた目標の設定やルールづくりなどに協働で取り組み、それを「景観形成推進地区」の指定へと結実させていきます。

さらに、地域で活動するNPO法人や公益法人などで、良好な景観形成に取り組む主体となる景観整備機構との連携を図りながら、市民協働による良好な景観形成に取り組めます。

また、本市ならではの魅力的な景観の形成に向けて、大谷石建築物などの本市固有の景観資源について、「(仮称)宇都宮市民遺産制度」等との連携を図りながら、市民協働により守り、伝える取組を推進します。

《主な取組》

- 景観整備機構（景観法第92条関係）との連携・協働
- 違反広告物除却ボランティア制度、美化活動の推進
- 「(仮称)宇都宮市民遺産制度」等との連携による景観資源の保全・活用

(3) 景観形成の促進に向けた支援

市民主体・市民協働による魅力ある街並みと活力ある地域社会の実現に資するため、景観づくり活動を行う団体等に支援を行います。

《主な取組》

- 景観形成重点地区等における地域の景観づくり活動への支援（交付金）
- 景観形成重点地区における建築物等の修景への支援（補助金）
- 宇都宮市景観アドバイザーの派遣による技術支援

3 規制・誘導による景観形成

本市は様々な特徴的な景観を有しており、今後、LRT整備やネットワーク型コンパクトシティ形成の推進により、都市景観の構成が変動し、大規模な開発や建築行為等が予想され、これらにより本市の都市景観にそぐわない形態意匠の建築物や工作物、広告物等の乱立、混在等の景観の悪化に備えることが必要となっています。

そのため、景観計画における規制・誘導（行為の制限）は、本市の良好な景観を形成し、街並みや周辺景観に調和した整備の誘導を図るために必要な事項を定めました。

(1) 良好な景観形成のための行為の制限

(景観法第8条第2項第2号の規定による「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」)

1) 行為の制限に関する基本的な考え方

景観計画では対象区域内の建築物・工作物の建築や、開発行為等の、届出を必要とする行為に対して、良好な景観形成のための規制・誘導を行います。

行為の制限としては、建築物、工作物等の外部空間の意匠等の制限、屋根や壁面などの色彩など、届出対象行為ごとに良好な景観形成のために必要な規制・誘導を定め、市全域における行為の制限と、特に良好な景観形成を図る必要がある地域として指定した景観形成重点地区等における行為の制限をそれぞれ定めています。

なお、景観形成重点地区等における届出の対象となる行為及び行為の制限の内容については、各地区の特性に応じて、地区ごとに定めています。

※「行為の制限」については、【基準編】のとおり定めます。

2) 景観形成重点地区等の指定の考え方

市全域での景観形成とは別に、本市の特徴ある景観や豊かな自然景観を有している魅力ある街並みを形成すべき地域に対して、重点的に景観形成を推進していく必要があります。

そのため、景観計画区域のうち、地域の特性を踏まえて特に良好な景観形成を図る必要がある地域を景観形成重点地区として指定します。

その指定にあたっては、地域住民等の意見を聴き、また、景観に関する専門家等の意見も踏まえ、当該地区の景観形成の目標や、景観形成の方針、行為の制限（色彩、デザイン、緑化などの具体的な基準）を定め、地域特性に応じたきめ細かな景観の形成を図ります。

また、景観法のほか、都市計画法など、関連する法制度の活用による特徴的な景観形成に取り組むとともに、地域住民自ら景観形成に取り組もうとする地域については、景観形成推進地区として指定し、市民主体の景観づくりを促進します。

3) 景観形成重点地区の指定方針

本市の誇れる代表的な景観として、次のアからウに掲げる地域について「景観形成重点地区」の指定に取り組んでいきます。

ア 特徴のある景観を有している地域

宇都宮の歴史、風土が育んできた景観で、「宇都宮にしかない」個性が光る景観
＝「個性ある景観」

イ 四季を感じられる豊かな自然景観の保全を目指す地域

宇都宮の地形や歴史、風土のなかで重要な位置を占め、「ふるさと」として市民に親しまれている景観
＝「郷土の景観」

ウ 魅力ある街並みの形成を目指す地域

これまでの市のまちづくりにおいて形成されてきた宇都宮の「顔」となる景観
＝「まちのシンボル景観」

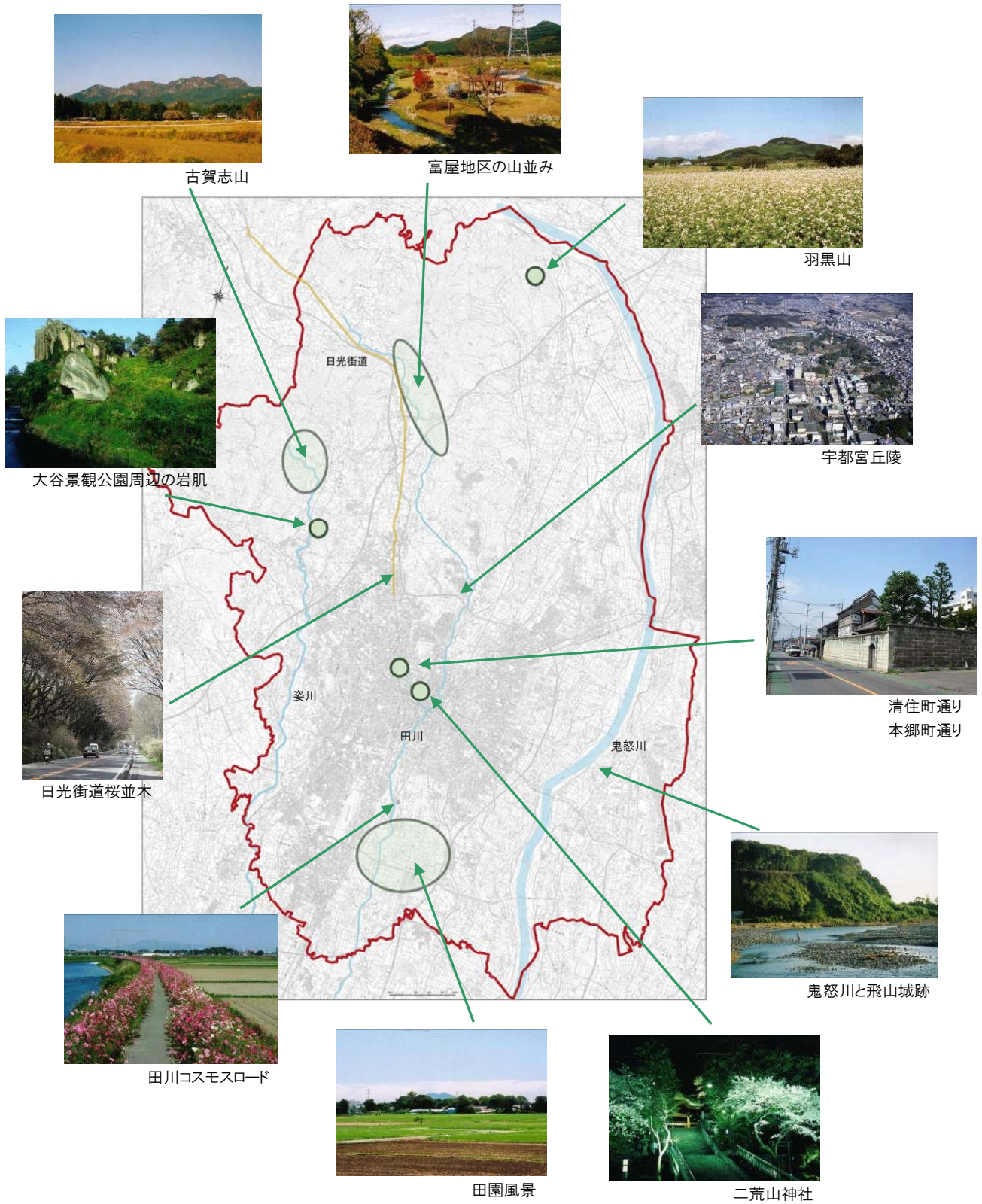
ア 個性ある景観

景観形成重点地区 候補地域	景観形成の方向	主な景観資源
大谷地域の景観	全国に例をみない奇岩の景観を保全し、楽しみながら回遊できる観光拠点としての景観を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・露出した大谷石の岩肌や採掘跡 ・大谷景観公園からもみじ橋付近までの岩肌の景観 ・大谷寺 ・大谷資料館地下の採掘跡 ・国道 293 号から見える大谷石の岩肌 ・名勝指定を受けた御止山と越路岩
日光街道の景観	風格ある「旧街道」の面影を感じさせる景観を目指します。	将軍が通った街道としての歴史的景観と長大な桜並木

イ 郷土の景観

景観形成重点地区 候補地域	景観形成の方向	主な景観資源
二荒の杜	歴史を感じさせる「宇都宮の顔」としての景観を目指します。	長い歴史を重ね、宇都宮の中心として市民に親しまれてきた、神社と一体となった二荒の杜
都心部に楔状に入り込んだ宇都宮丘陵	市街地に「潤い」を感じさせる緑のある景観を目指します。	市街地における数少ないまとまった緑の景観
古賀志山、多気山、鞍掛山の山並み	豊かな自然を感じさせ、親しめる緑のある景観を目指します。	日光連山を背景に個性ある稜線を見せる山々
広大な空間を持った鬼怒川の自然景観	広大な水辺空間を活かして自然の豊かさを感じさせる景観を目指します。	16km にわたって 1,600ha の広大な空間を持つ自然景観
榛名山、飯盛山に代表される篠井富屋地区の山並み	豊かな自然を感じさせ、親しめる緑のある景観を目指します。	「地域の山」として親しまれてきた自然豊かな山並み
田川・姿川の水景観	水の「安らぎ」「潤い」を感じさせる景観を目指します。	生活や農業に密着した親しみのある河川の景観
市街地周辺の広大な田園景観	自然の恵みと「のどかさ」を感じさせる景観を目指します。	人の営みと自然の恵みを感じさせる風景
羽黒山の杜	豊かな自然と歴史を感じさせ、親しめる緑のある景観を目指します。	「ふるさとの山」として市民に親しまれてきた羽黒山
清住町通り 本郷町通り	歴史性のある「趣き」を感じさせる景観を目指します。	旧街道の宿場街としての面影を残す街道筋

景観形成重点地区候補地域（個性ある景観，郷土の景観）



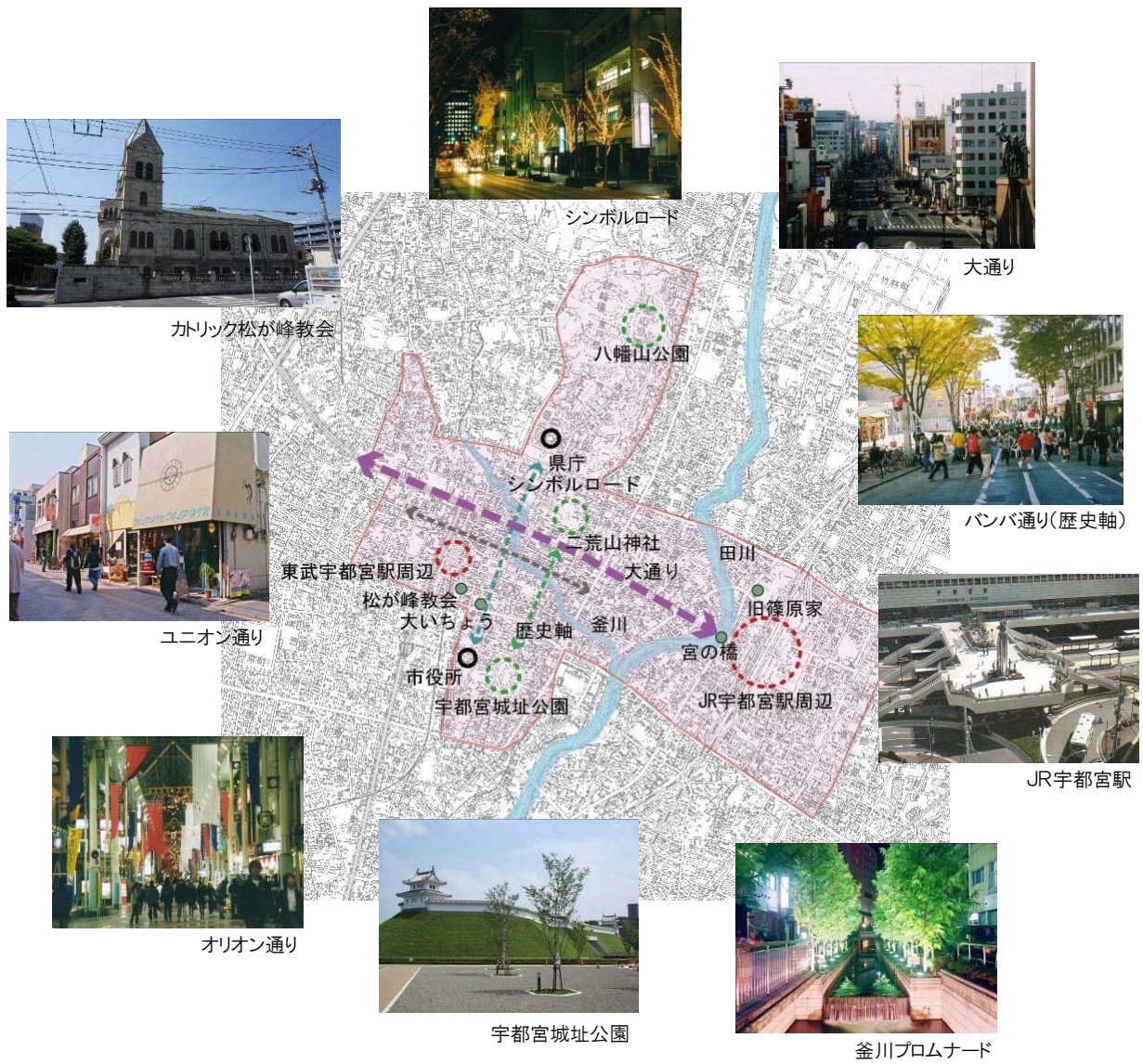
ウ まちのシンボル景観

景観形成重点地区 候補地域	景観形成の方向	主な景観資源
釜川周辺	自然や歴史などの釜川の魅力と調和した、人々が親しめる街並みの景観を目指します。	釜川の水と植栽，生物，橋，遊歩道，歴史，文化，イベント
シンボルロード	緑を感じさせ，風格のある街並み景観を目指します。	落ち着いた街並み，大イチョウ，トチノキ並木
オリオン通り	道路空間を活用したイベントやオープンカフェなど，新たな賑わいと憩いの空間が創出された景観を目指します。	賑わい，オープンカフェ
ユニオン通り	買い物客による賑わいと誰もが安心して楽しく歩ける街並み景観を目指します。	賑わい，景観舗装，電線類地中化
日野町通り	樹木や花が醸し出す，快適性に配慮した街並み景観を目指します。	歩行者優先道路，電線類地中化，街路樹
歴史軸※	歴史性と文化の薫る都市軸が形成された景観を目指します。	二荒山神社，宇都宮城址公園，バンバ通り，御橋通り，下の宮，御橋，景観舗装
カトリック松が峰教会周辺(東武宇都宮駅周辺)	大谷石建築物等を活かした魅力的な景観を目指します。	カトリック松が峰教会，東武鉄道大谷石擁壁，おしゃらく
J R宇都宮駅周辺	宇都宮の玄関口としてふさわしい駅周辺における風格ある景観を目指します。	駅前広場，田川，風格のある駅前空間
L R T 沿線	都市や田園など，様々な移り変わりを楽しめる，各地域の特性に応じた景観を目指します。	車窓から望む連続し変化する街並み，人々の交流
地域拠点	地域の歴史文化を尊重した景観を目指します。	各地域の歴史・文化

※ 歴史軸とは...

バンバ通り・御橋通りからなる，二荒の杜から宇都宮城址公園を結ぶ通りの総称。

景観形成重点地区候補地域（まちのシンボル景観）



4) 景観形成重点地区等の指定状況

景観形成重点地区等に、現在、指定している地区を以下に示します。

なお、各地区の位置や区域、景観形成の目標、行為の制限については、【基準編】のとおり定めま
す。

《景観形成重点地区》

地区名	施行日	景観形成重点地区等の指定概要
宇都宮駅東口地区	2008(平成 20)年 10月1日	新たな都市拠点にふさわしい風格ある都市景観を創出するために指定
大通り地区	2013(平成 25)年 1月1日 ※一部 2011年7月1日	本市のメインストリートにふさわしい、風格と魅力ある景観の創出を図り、次世代に継承する快適で質の高い高次な都市空間を形成するために指定
白沢地区	2012(平成 24)年 7月1日	宿場町としての歴史を生かした景観の創出を図り、歴史・自然・文化が一体となった景観を「ふるさとの記憶」として伝承していくために指定
雀宮駅周辺地区	2015(平成 27)年 4月1日 ※一部 2014年7月1日	本市南部地域の拠点として新たに創出された景観を保全活用し、良好な駅前空間の形成を目指すために指定
岡本駅周辺地区	2017(平成 29)年 1月1日	本市北東部地域の拠点として新たに創出された景観を保全活用し、良好な駅前空間の形成を目指すために指定
大谷地区	2021(令和 3)年 1月1日	本市の観光拠点として、地域の個性や特色を守り、市民が愛着を持って暮らしていけるような景観を保全・創出するために指定

《景観形成推進地区》

地区名	施行日	景観形成重点地区等の指定概要
中里原地区	2010(平成 22)年 1月1日	「新しい街」と「自然」が共存した住環境を創出し、緑豊かな、ゆとりと潤いのある景観を実現するために指定

(2) 良好な屋外広告物景観の形成

(景観法第8条第2項第4号の規定による「屋外広告物の表示・掲出に係る行為の制限に関する事項」)

1) 屋外広告物の適正な表示・掲出に関する基本的な考え方

屋外広告物は、良好な景観形成において重要な要素の一つです。案内などの情報として有益なものであったり、まちに活気を与えたりするものですが、無秩序に氾濫することにより、自然の風致やまちの美観を損なうこととなるため、周囲の景観と調和した適正な表示・掲出が必要です。

2) 屋外広告物の表示・掲出に関する方針

屋外広告物は、宇都宮市屋外広告物条例に基づき設置するものとし、良好な景観形成を図るため、その表示・掲出には十分な配慮を行う必要があります。

また、高さが10mを超えるもの及び建築物の屋上や外壁面に設置するもので、建築物との高さの合計が10mを超えるものについては、景観に与える影響が大きいことから、色彩やデザインなどについても配慮することとします。

なお、景観形成重点地区及び景観形成推進地区において、表示・掲出に関し行為の制限を行う場合は、その制限内容を宇都宮市屋外広告物条例に定め、本計画との連携を図り、取り組むものとします。

(3) 公共施設における景観形成

(景観法第8条第2項第4号の規定による「景観重要公共施設の整備に関する事項」)

1) 公共施設の景観配慮に関する基本的な考え方

建築物、道路、河川、公園等の公共施設は、市民を始めとした、不特定多数の人が利用する施設であり、景観の骨格をなし、街並みにおけるランドマークや、地域のシンボルとなるものであり、まちづくりや良好な景観形成における、先導的な役割を担っているものであります。

そのため公共施設の整備にあたっては、周辺の魅力的な景観や資源を守り、または活かすとともに、整備の連続性に配慮しながら、構想や設計、施工、維持管理、更新と言った長いスパンに渡って、周辺景観に配慮した、地域の景観形成にふさわしい施設整備に取り組んでいきます。

なお、国や他の地方公共団体に対しても良好な景観形成を効果的に進めるために必要がある場合には協力を求めるものとします。

2) 景観重要公共施設の指定方針

公共施設のうち、景観形成重点地区などにおいて、地域の良好な景観形成に係り特に重要な要素となる公共施設については、管理者との協議の上、景観形成の方針に沿った整備や利用が図れるよう、本計画の中で景観重要公共施設として位置づけ、積極的に周辺景観に配慮した取組を推進します。

景観重要公共施設は、管理者と協議の上、景観重要公共施設の整備に関する方針及び占用許可の基準等を示し、良好な景観形成の先導的な取組を行うものとします。

※指定済の「景観重要公共施設」については、【基準編】に記載しています。

4 宇都宮市らしい景観づくりの推進

(1) 特徴的な景観の保全・活用

1) 大谷石建築物等の保全・活用

大谷石による蔵や納屋などの大谷石建築物等は、本市ならではの街並みを形成する、貴重な景観資源です。また大谷石蔵が集積した集落群は、大谷石による連続的なファサードが形成された、本市においても特徴的な景観となっています。

そのため、市民協働による大谷石建築物等の保全・活用を推進することにより、「石の街うつのみや」としての魅力的な景観形成を図ります。

《主な取組》

- 大谷石建築物等の重要性に係る機運の醸成
- 市民協働による大谷石建築物等の保全・活用
- 大谷石建築物の保全・活用に向けた支援に関する手法の検討
- 大谷石建築物群の保全

2) 眺望景観の保全・活用

観光拠点等においては、地域の様々な資源を活かした景観形成の取組が求められています。

そのため、観光振興、地域振興等と連携を図りながら、来訪者が滞留等する場所における良好な眺めの保全や視点場としての魅力向上に取り組んでいきます。

《主な取組》

- 魅力的な眺望景観の保全・活用の検討
- 良好な眺めが得られる視点場の保全・活用の検討

3) 夜間景観の創出

近年、建築物のライトアップや河川沿いのイルミネーションなどにより、夜間景観を楽しむ機会が多くなり、昼間と違った都市の魅力や印象を見出すことができるようになっていきます。

そのため、中心市街地や観光拠点である大谷地域などにおける、宇都宮を代表する景観資源のライトアップにより、本市のさらなる魅力や回遊性の向上、賑わいの創出に繋がる、良好な夜間景観の形成を促進します。また、安全性、快適性、美しさ、省エネルギーの観点も考慮のうえ、景観特性に応じた街全体の夜間景観を創出し、まちの賑わいやまちへの愛着を生み出します。

《主な取組》

- 宇都宮らしさが実感できる景観資源へのライトアップ
- 魅力・回遊性向上や賑わい創出に繋がる夜間景観の創出

4) 緑景観の保全・創出

山並みや丘陵地、河岸段丘に広がる自然や市街地近郊に残る里山・樹林地、都心部における街路樹や河川沿いなどの緑空間は、環境保全や防災などの面から重要であるとともに、本市の魅力的な資源として、市民に大切にされ、来訪者にとっても安らぎを感じる景観となっています。

そのため、郊外部や市街地とその周辺の豊かな緑を保全するとともに、花や緑で街並みを彩るなど中心市街地の身近な場所における緑景観の創出を図ります。また、公共施設や道路沿いの緑化に取り組むほか、花壇や植栽帯の設置による地域らしさの感じられる街並み景観を形成します。

《主な取組》

- 都心部の魅せる緑の創出
- 里山・樹林地等の保全

(2) 景観に関わる施策事業等との連携

1) ネットワーク型コンパクトシティ形成に向けた拠点形成と連携した景観まちづくり

本市では、ネットワーク型コンパクトシティ形成に向けて、中心市街地や各地域に機能の誘導・集約等を図るため、拠点（都市拠点、地域拠点、産業拠点、観光拠点）を形成することとしています。

そこで、関連計画等との整合を図りながら、各拠点の景観特性に応じた、景観形成のあり方等を検討する必要があります。

《主な取組》

- 望ましい景観形成のあり方等の検討
- 景観形成重点地区等の制度の活用による景観形成

2) LRT整備と連携した景観まちづくり

東西基幹公共交通であるLRTの整備に伴い、軌道沿線や、トランジットセンター*周辺などの新たな景観が創出されることとなります。また、LRTは田園や鬼怒川など様々な景観資源や街並みといった変化に富んだ風景の中を走行することとなります。

そのため、景観資源の保全・活用を図りながら、各地域の特性に応じた、魅力的な沿線景観の創出に取り組みます。特に屋外広告物については、新たな規制・誘導により、LRTと調和した沿線の景観や良好な眺めの保全に取り組みます。

《主な取組》

- 景観形成重点地区等の指定による景観形成
- 屋外広告物の設置に係る新たな基準の策定による規制・誘導の推進

3) 大谷地域における地域振興・観光振興等と連携した景観まちづくり

「石の里」として、大谷石にまつわる歴史・文化や産業、豊かな自然環境など、特色ある景観資源を有する大谷地域は、本市の観光拠点であり、地域振興や認定された日本遺産に係るまちづくりが進められていることから、今後のさらなる魅力向上のため、特定の景観資源周辺や視点場の保全・創出のみならず、地域全体の面的な景観形成が求められています。

これらを踏まえ、地域振興、観光振興、及び日本遺産などの文化振興との連携を図りながら、大谷石の産業を感じられる自然景観や人工的な景観、及び大谷石建築物等の保全・活用、周辺景観に調和した建築物等の整備・誘導、地域固有の景観を阻害する要因の除却など、大谷地域ならではの資源を活かした景観形成を推進します。

《主な取組》

- 景観形成重点地区等の指定による景観形成
- 屋外広告物制度と連携した規制・誘導の推進

※ トランジットセンター（乗り換え施設）とは…

公共交通機関を中心に様々な移動手段がつながる場所のことで、LRTや路線バスの乗り場、駐車場、駐輪場などの施設を設けてスムーズな乗り換えを可能とします。

(3) 良好な景観の形成に重要な建造物等の保全

(景観法第8条第2項第3号の規定による「景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針」)

1) 景観重要建造物の指定方針

ア 景観重要建造物に関する基本的な考え方

地域のシンボルのような市民に親しまれている建造物は、愛着の持てる景観づくりに大きな役割を果たすものであります。これらの建造物のうち、大谷石建築物など、本市ならではの景観形成に当たって特に重要なもので、積極的な保全・活用が必要なものについては、景観重要建造物として指定し、外観の変更等を制限するとともに、保全・活用のための支援を行うこととします。

イ 景観重要建造物の指定の方針

市民に親しまれ地域の景観資源となっている建造物において、次に示す項目に該当する建造物を所有者の同意を得ながら景観重要建造物として指定します。

- ・道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができるもの
- ・美しいデザインや魅力的な外観を有し、地域の良好な景観形成に寄与するもの
- ・地元市民に親しまれるなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- ・地域の自然、歴史、文化、生活などの地域性を感じられるもの
- ・周辺景観の核として、良好な街並みの雰囲気醸し出しているもの

2) 景観重要樹木の指定方針

ア 景観重要樹木に関する基本的な考え方

地域のシンボルのような市民に親しまれている樹木は、愛着の持てる景観づくりに大きな役割を果たすものであります。これらの樹木のうち、良好な景観形成に対して、特に重要なもので、積極的な保全・活用が必要なものについては、景観重要樹木として指定することで、外観の変更等を制限し、保全・活用のための支援を行うこととします。

イ 景観重要樹木の指定の方針

市民に親しまれ地域の景観資源となっている樹木において、次に示す項目に該当する樹木を所有者の同意を得ながら景観重要樹木として指定します。

- ・道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができるもの
- ・美しい樹姿（樹高や樹形）を有し、地域の良好な景観の形成に寄与するもの
- ・地元市民に親しまれるなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- ・良好な景観を保全するために、必要があると認められるもの